

麦・大豆利用拡大事業実施要領

制定 令和4年12月6日付け4農産第3100号

改正 令和5年12月1日付け5農産第3227号

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

第1 趣旨

麦・大豆利用拡大事業の実施については、麦・大豆利用拡大事業補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3041号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の対象

第4の（1）の事業の対象は、麦（大麦、はだか麦及び小麦をいう。以下同じ。）・大豆又は麦・大豆加工品とする。

第3 事業実施主体等

1 第4の（1）の事業の事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）本事業を行う意思及び具体的な計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、麦・大豆に関する専門的知識を有し、第4の（2）の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）の事業実施計画の審査を行う能力を有するものであること。

（2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

（3）主たる事務所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

（4）民間事業者、農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は複数の民間団体により組織する団体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当する団体で、当該団体を構成する全ての団体（以下「構成団体」という。）が本事業を実施すること等について同意していること、構成団体を代表する団体を定めていること、定款、事業計画書等を備えており、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であるものをいう。）のいずれかであること。

（5）法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 第4の（2）の事業実施者は、食品関連企業等（食品関連企業（外食・中食・食品加工業者等をいう。以下同じ。）及び食品関連企業と行政機関等により構成する協議会（以下「協議会」という。）をいう。以下同じ。）であって、次の（1）及び（2）の要件を全て満たすものとする。

なお、協議会については、併せて、（3）の要件も満たすものとする。

- (1) 産地と連携して麦・大豆の利用を積極的に行い、原料を切り替えた既存の商品の製造、新規性のある商品の開発、製造及び販売を行う事業者であること。
- (2) 本事業により産地と連携して麦・大豆を原料として開発した商品（原料を切り替えた商品を含む。）について、麦・大豆を原料として使用する旨を商品の包装等に表示すること。この場合においては、食品表示法（平成25年法律第70号）等の関係法令、ガイドライン等の規定を遵守するとともに、原料原産地表示（食品表示基準について（平成27年3月30日付け消食表第139号消費者庁次長通知）に定める加工食品の原料原産地表示をいう。以下同じ。）に取り組むこと。
- (3) 協議会は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。
 - イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見を反映するよう、食品関連企業その他の様々な業種の事業者が構成員となっていること。
 - ウ 代表者の定めがあること。
 - エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営についての規約の定めがあること。
 - オ 各年度の事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

第4 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生産者又は生産者団体等（以下「生産者等」という。）と食品関連企業等との連携体制の構築等
 - 事業実施主体は、新商品の開発等を推進するため、次に掲げる全ての事業を行うものとする。
 - ア 事業実施者の公募選考の実施
 - (2) の事業を実施する食品関連企業等の公募選考の実施（公募選考会の開催）
 - イ 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催
 - 麦・大豆の利用拡大に向けた生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催
 - ウ 情報発信
 - WEB コンテンツの作成等
- (2) 産地と食品関連企業等の連携による新商品の開発等
 - 事業実施主体は、事業実施者が行う次のアからウまでに掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を助成するものとする。なお、アの（ウ）に掲げる事業はそれぞれの事業実施者に対して必ず行うものとする。また、（1）のアの公募選考においては、以下の取組等を行う食品関連企業等について、優先的に採択するものとする。
 - ・ 公募選考以前において、関連商品の市場動向調査の結果等から新商品に対するニーズがあることが明らかな取組
 - ・ 生産者等と食品関連企業等との間で原料の供給契約を締結し関連商品の製造を予定している取組
 - ・ 産地と食品関連企業等が連携して取り組む原料切替量が公募に応募した他社と比較して多い取組
 - ア 産地と連携した新商品の開発等に必要な検討・試作
 - （ア）新商品の開発等のための検討会の開催、市場動向調査の実施

- (イ) 新商品の開発等のための試作用原料の調達
- (ウ) 新商品の開発等に必要な試作、イにより開発又は改良した機器を用いた試作品の製造
- (エ) 開発した新商品の成分分析
- (オ) 包装容器・原料原産地表示ラベルのデザインの作成
- イ 産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等
 - (ア) 新商品の製造用機器等の開発・改良及び新たに開発・改良した機器の導入・設置
 - (イ) 新商品の原料原産地表示に必要な機器の導入・設置
- ウ 試作品のプロモーション
 - (ア) 試作品のPRのためのパンフレット等の作成
 - (イ) 試作品の試食会の開催、商談会等の出展

第5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、第4の(2)のイに掲げる事業の補助対象経費は、別表1に掲げるもののほか、別表2に掲げるものとする。また、事業実施主体にあつては第4の(1)の事業の一部を、事業実施者にあつては第4の(2)の事業の一部を、それぞれ他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を事業実施計画に記載しなければならない。

ア 委託先

イ 委託する事業及びそれに要する経費

(2) 留意事項

ア 補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費であつて、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。

イ 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

ウ 第4の(2)の新商品は、次のとおりとする。

自社でこれまで製造・販売をしていない新規性のある商品であること（既存商品の原料麦・大豆を切り替えるものを含み、パッケージの変更や商品の形状の変更等のみを行うものを除く。）。

エ 事業実施者は、第4の(2)のイに掲げる事業の実施に当たり、次の事項を留意するものとする。

(ア) 機器の導入及び運用に必要な資金を確実に確保すること。

(イ) 機器の管理に当たる責任者を配置するとともに、適正な業務執行体制を確保すること。

(ウ) 本事業に係る計画の内容に見合った適切な規模の機器とすること。

オ 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造を中止する場合には、代替商品（原料を切り替えた既存の商品等）の製造に努めることとする。

カ 第4の(2)のイに掲げる事業で導入する機器は、原則としてリース方式により導入するものとする。

また、既存施設の単なる更新整備については、本事業の補助の対象外とする。

なお、事業実施主体は、事業実施者が第4の（2）のイに掲げる事業に必要な機器を導入する場合には、事業実施者が当該機器の貸付者（事業実施主体又は貸付主体（事業実施主体が別に指定するリース会社等をいう。以下同じ。）をいう。）に対し支払う費用の一部について助成するものとする。

キ 麦・大豆の利用拡大を図る観点から、第4の（2）のイに掲げる事業により機器の導入（リース方式以外による導入を含む。）を行った場合には、当該機器の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）又は貸付期間の満了時までには、当該機器を使用することにより麦・大豆を使用した商品の製造に努めることとする。

第6 補助率

本事業の補助率は、別表3に掲げるとおりとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

第8 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認手続

事業実施主体は、交付等要綱第5第1項の規定に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）の承認を受けるものとする。ただし、別に定める本事業の公募要領により選定された補助金交付候補者の選定時の事業実施計画については、農産局長の承認を受けたものとみなし、また、交付等要綱第13の規定に基づく事業実施計画の変更、中止又は廃止の承認申請については、交付等要綱別記様式第3号の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5第2項の農産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業実施主体の変更
- （2）事業の追加、中止又は廃止
- （3）総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増
- （4）総事業費又は国庫補助金の30%を超える減
- （5）第4の（1）のアからエまで及び第4の（2）のアからウまでの各経費の30%を超える増減
- （6）第4の（2）のアからウまでの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用
- （7）第4の（1）及び（2）の経費の相互間における流用

第9 事業の着手

1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。

ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助金の交付決定前に本事業に着手しようとする場合には、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号により作成し、農産局長に提出するものとする。

- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

- 3 農産局長は、1のただし書による本事業の着手については、事業実施主体に対し、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

第10 事業の成果目標

- 1 事業実施主体は、事業実施計画において、以下のいずれかを成果目標として定めるものとする。なお、既存商品に係る麦・大豆の使用量を減らすものとしてはならない。
 - (1) 本事業に取り組む事業実施者が取り扱う麦の使用量を10%以上増加させる
 - (2) 本事業に取り組む事業実施者が取り扱う麦の使用量を100トン以上増加させる
 - (3) 本事業に取り組む事業実施者が取り扱う大豆の使用量を10%以上増加させる
 - (4) 本事業に取り組む事業実施者が取り扱う大豆の使用量を10トン以上増加させる
- 2 1の成果目標の達成年度は、事業実施年度から3年後の年度とする。
- 3 事業実施主体は、事業実施者に1のいずれかの成果目標を定めさせるとともに、事業実施者から報告を受けることとする。また、当該報告を取りまとめた上で、事業実施主体が事業実施計画において定めた成果目標と整合しない場合には、当該成果目標を変更した上で、別記様式第3号により農産局長に報告するものとする。

第11 事業の実施

(1) 新商品開発等事業実施要領の作成

事業実施主体は、第4の(2)の事業の実施に当たり、あらかじめ、当該事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた新商品開発等事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）を作成し、別記様式第4号により農産局長に提出し、その承認を受けるものとする。事業実施要領を変更する場合も同様とする。

(2) 事業の公募

ア 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選定委員会を設置し、事業実施者を公募により採択するものとする。

公募選定委員会は、事業実施者が第3の2の要件に合致するか、事業実施者から提出された新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「商品開発事業計画」という。）が適切であるか等について審査を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施者を公募するごとに、公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。

イ 事業実施主体は、採択された商品開発事業計画を取りまとめ、別記様式第5号により、農産局長に報告するものとする。

(3) リース方式による機器の導入への補助

ア リース方式による機器（以下「貸付対象機器」という。）の導入への補助は、次のいずれかによるものとする。

（ア）貸付主体が事業実施者に貸し付ける場合

事業実施主体は、事業実施者が第4の(2)のイに掲げる事業に係る機器をリース方式により導入する場合には、事業実施者が貸付主体から借り受ける貸付対象機器の本体価格のうち2分の1以内の金額について、事業実施者に助成する。

(イ) 事業実施主体が事業実施者に貸し付ける場合

事業実施主体は、事業実施者が借り受ける貸付対象機器の本体価格のうち2分の1以内の金額について、貸付けの費用から差し引くことで、事業実施者への助成に替えることとする。

イ 貸付期間

貸付対象機器の貸付期間は、次のいずれかの方法により定めるものとする。

(ア) 貸付期間の終了後に貸付対象機器の所有権を事業実施者に移転する場合

貸付対象機器の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機器については60%。1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付者が貸付期間の終了後に貸付対象機器の所有権を事業実施者に移転することを前提に、事業実施主体が定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、貸付対象機器は、法定耐用年数に達するまでの間、所有権の移転を受けた事業実施者において適正に使用するものとする。

(イ) 貸付期間の終了後に貸付対象機器の所有権を事業実施者に移転しない場合

貸付対象機器の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間の終了後における貸付対象機器の取扱いについては、事業実施主体が定めるものとする。また、再リースを行う場合には、当該貸付対象機器の貸付けに要する経費の一部が本事業により助成されたものであることを踏まえて再リース料を設定するよう、事業実施主体が貸付主体を指導するものとする。

ウ 貸付期間の終了後における貸付対象機器の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機器について、イの規定に基づく貸付期間の終了後における適正な譲渡額をあらかじめ設定されていた場合において、当該貸付対象機器に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により、事業実施者に当該貸付対象機器の所有権を移転することができるものとする。

エ 途中解約の禁止

事業実施者は、貸付期間中のリース契約の解約又は解除を行うことができないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約又は解除する場合には、未経過期間に係る貸付料相当額を、解約金として、事業実施者が貸付者に支払うものとする。

オ 補助金の返還

事業実施主体は、貸付対象機器の貸付期間中において、事業実施者から当該貸付対象機器の利用状況の報告を受けること又は貸付主体から当該貸付対象機器の利用状況を聞き取ることによって把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、事業実施者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(ア) リース契約が解約又は解除されたとき

(イ) 事業実施者が経営を中止したとき

(ウ) 貸付期間中に貸付対象機器が消滅又は消失したとき

(エ) 交付申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

(オ) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき

(カ) 貸付主体とのリース契約の変更の届出、報告等を怠ったとき

(4) 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を農産局長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第12 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業終了後事業実施年度の3年後まで毎年度、事業実施者に本事業の実施状況報告書を作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。

(2) 事業実施主体は、毎年度、1の実施状況報告書を取りまとめの上、別記様式第6号による実施状況報告書を作成し、翌年度の6月30日までに農産局長に報告するものとする。

第13 事業の評価

1 事業実施主体は、第10の2の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況进行评估し、別記様式第7号及び別記様式第8号により、目標年度の翌年度の7月31日までに農産局長に報告するものとする。

2 農産局長は、1による報告を受けた場合には、別記様式第8号により、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に対する事業実施主体の自己評価が適正であるかどうかについて評価を行うものとする。

また、評価に当たっては、1による報告を受けた事業実施主体の自己評価の内容を確認し、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うとともに、農産局長が別に定める評価検討委員会を開催し、外部有識者の意見を踏まえるものとする。

第14 機器の管理・運営等

1 事業実施主体は、本事業により機器の導入（リース方式以外による導入を含む。）を行った事業実施者に対し、管理運営規程を定めさせ、適正に管理・運営を行わせるものとする。事業実施者は、当該機器の法定耐用年数の満了時（リース方式による導入の場合は、第11の（3）のイで事業実施主体が定める貸付期間の満了時とする。）までは、善良な管理者の注意をもって、当該機器を管理するものとする。

2 事業実施者が本事業において購入した機器等の物品の所有権は、当該事業実施者に帰属する。ただし、リース方式により貸付対象機器を導入した場合には、当該貸付対象機器の所有権は、第11の（3）のウに規定する場合を除き、貸付者に帰属する。

3 2により購入した物品については、事業実施者において管理簿に登録した上で、当該物品にシールを貼るなどして、本事業による購入物品である旨を明示するものとする。

本事業により導入・設置した機器については、本体や看板等に本事業により導入・設置した旨を明示するものとする。

第15 情報の取扱い

事業実施主体となった職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た事業実施者の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第16 開発された商品・技術の帰属

第4の(2)の事業により発生した特許権等については、次の1から4までに掲げる事項の遵守を約する確認書を、公募による選定後に、事業実施主体を通じ、国に提出させることを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国は、事業実施者の許諾を得ることなく、提出された著作物等を成果の普及等のために利用し、又は当該目的で第三者に利用させることができることとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、そのことに正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡し、又は第三者にその利用を許諾する場合には、事前に国と協議してその承諾を得ること。

第17 収益納付

- 1 農産局長は、事業実施主体又は事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認める場合には、事業実施主体に対し、交付等要綱第24第1項の規定に基づき、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年の間、別記様式第9号により、各年度における収益の状況を記載した収益状況報告書を、翌年度の6月30日までに報告させるものとする。また、農産局長が特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 農産局長は、事業実施主体又は事業実施者が相当の収益を得たと認める場合には、その収益の全部又は一部の金額について、事業実施主体に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、本事業に対する補助金の額を限度とする。また、農産局長が特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1

補助対象経費（第 4 に掲げる事業）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場借料に係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するために必要な会議・商談会等を開催する場合における設営（情報案内コーナー等の設置を含む。）に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために必要な郵便及び運送に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	本事業を実施するために必要な事務機器、試験機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷に係る経費	
	広告・宣伝費	本事業を実施するために必要なポスター・チラシ等の作成・配布等に係る経費	
	情報発信費	本事業を実施するために必要な情報発信（事業の案内や成果発信等）に係る経費	・事業実施主体が行う場合に限る。 ・WEB コンテンツの作成、システム管理等の WEB による情報発信の経費を含む。
	資料購入費	本事業を実施するために必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	本事業を実施するために必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	本事業を実施するために必要な次の物品に係る経費 ・短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

		用によって消費され、その効用を失う少額の物品 ・ CD-ROM 等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等	
旅費	委員旅費	本事業を実施するために必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に係る経費	
謝金		本事業を実施するために必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・ 調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。 ・ 相談員に対する謝金については、商談会に招へいするバイヤーに関する資料を添付すること。 （本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の

			評価終了までの間、事業実施主体は当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。)
賃金		本事業を実施するために必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体の構成員又は事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、事業実施主体は当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。）。 ・雇用通知書等により、本事業のために雇用し、又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金及び各種手当）は認めない。 ・「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分（例えば、全国推進会議の開催等）の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費	・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り行えるものとする。 ・新商品の開発、試作品の製造等の本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために必要な試験・調査備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上の場合とし、該当する設備・備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること（本事業に係る公募要領に基づき提出済みの添付資料から変更がないときは、事業実施計画書の備考欄に「添付資料〇〇は〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、事業実施主体は当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。）。 ・耐用年数が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管

			理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約を締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために必要な謝金等の振込みに係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために必要な委託の契約書に貼り付ける収入印紙（印紙税）に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤に係る経費	

上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費の対象外とする。

1. 本事業の補助を受けて作成した試作品及び販売促進資材を有償で配布した場合
2. 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別表 2

補助対象経費（第 4 の（2）のイに掲げる事業のみ）

費目	細目	内容	注意点
事業費	整備費	本事業を実施するために必要な機器・設備の開発・改良、導入・設置等に係る経費	1 整備対象となる機器・設備については、次に掲げる要件を満たすこと。 （1）商品の製造量に見合った能力・規模を有すること。 （2）事業実施計画に記載されている製造等を行うために必要なものであること。 2 開発・改良した機器の導入・設置及び原料原産地表示に必要な機器の導入・設置は、原則として、1 事業者当たり 1 件とする（リース方式による導入・設置を含む。）。

別表 3

事業内容	補助対象経費	補助率
1 生産者等と食品関連企業等との連携体制の構築等	（1）事業実施者の公募選考の実施に要する経費 （2）生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催に要する経費 （3）情報発信に要する経費	定額 定額 定額
2 産地と食品関連企業等の連携による新商品の開発等	（1）産地と連携した新商品の開発等に必要な検討・試作に要する経費 （2）産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発、改良等に要する経費 （3）試作品のプロモーションに要する経費	定額 1/2 以内 定額

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業実施計画の（変更）承認申請について

○年度において、下記のとおり麦・大豆利用拡大事業を実施したいので、麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和4年12月6日付け4農産第3100号農林水産省農産局長通知）第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別添「麦・大豆利用拡大事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費及び負担区分

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		国費 補助金	その他	
1 生産者等と食品関連企業等との連携体制の構築等 (1) 食品関連企業等の公募選考の実施 (2) 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催 (3) 情報発信	円	円	円	
2 産地と食品関連企業等との連携による新商品の開発等 (1) 産地と連携した新商品の開発等に必要				

な検討・試作 (2) 産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等 (3) 試作品のプロモーション				
3 合計				

注：事業の一部を他の者に委託して実施する場合には、委託先及び委託費を備考欄に記入すること。

4 事業開始及び完了予定年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

注：本事業に係る公募要領に基づき提出済みの資料から変更がないときは、「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。

別記様式第1号 別添

麦・大豆利用拡大事業実施計画書

1 事業計画概要

(1) 本事業の対象となる麦・大豆

1 二条大麦 ()	2 六条大麦 ()
3 はだか麦 ()	4 小麦 ()
5 大豆 ()	

注：本事業の対象となる種類を選び、円で囲むこと。
また、具体的な銘柄を括弧内に記載すること。

(2) 本事業により取り組む新商品の開発等

ア 事業内容の件数	
① 産地と連携した新商品の開発等に必要な検討・試作品の開発	件
② 産地と連携した新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等	件
③ 試作品のプロモーション	件
イ 新商品の開発等のための検討・試作品の開発	
(例) 1 麦・大豆の切替えに当たり検討会・市場動向調査を実施 2 原料を切り替えて〇〇を製造 3 開発した試作品の成分を分析 4 開発した新商品の原料原産地表示ラベル・包装容器のデザイン作成 5 …	
ウ 新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等	
(例) 1 □□□を製造するために必要な〇〇〇機械について開発・改良を行い、導入する。 2 本事業により開発した新商品の原料原産地表示に必要な機器のリース 3 …	
エ 本事業により開発した試作品のプロモーション	
(例) 1 本事業により開発した試作品をPRするためのパンフレットの作成 2 開発した試作品の試食会を開催 3 開発した試作品を商談会等に出展 4 …	

注：イからエまでの欄には、複数の取組が見込まれる場合には、それぞれに対応した

番号を付し、全て列記すること。

(3) 成果目標

成果目標の具体的な内容	計画時 (令和●年度)	目標値 (令和●年度)
(例) 本事業に参加した事業実施者が取り扱う 麦・大豆の使用量を10%増加	○ t	△ t

注：成果目標の達成年度は、事業実施年からの3年後の年度とする。

成果目標は、食品関連企業等が取り扱う麦・大豆の使用量10%以上の増加又は食品関連企業等が取り扱う麦の使用量を100トン以上の増加並びに大豆の使用量を10トン以上とする。なお、既存商品に係る麦・大豆の使用量及び麦・大豆を用いた商品の生産額が減るものでないこと。

(参考) 麦・大豆の原料供給契約

ア 麦・大豆の原料供給契約を締結する生産者等件数及び契約数量（年間、トン）		
種類（ ）		件
具体的な取引先 (例) ・ ○○農業協同組合（100トン（昨年：50トン）） ・ ・		○件

注1：種類の欄には、二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦及び大豆を記載する。

注2：取引先との今年度の契約数量と昨年度の契約数量が分かるように記載する。

2 事業別内訳

(1) 生産者等と食品関連企業等との連携体制の構築等

ア 食品関連企業等の公募選考の実施

時期	場所	事業内容	参集範囲、参加者数	事業費	負担区分		備考
					国費補助金	その他	
				円	円	円	
計							

イ 生産者等と食品関連企業等とのマッチング会、商談会の開催

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

ウ 情報発信

事業内容	事業費	負担区分		備考
		国費補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

(2) 産地と食品関連企業等との連携による新商品の開発等

ア 新商品の開発等のための検討会の開催

食品関連企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

イ 新商品の開発等のための市場動向調査の実施

食品関				負担区分	
-----	--	--	--	------	--

連企業 者数	調査対 象者名	事業内容	事業費	国費補助金	その他	備考
			円	円	円	
計						

ウ 新商品開発のための試作用原料の調達及び成分分析

食品関連 企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

エ 新商品の開発に必要な試作品の製造

食品関連 企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

オ 包装容器のデザイン作成、原料原産地表示ラベルのデザイン作成

食品関連 企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

カ 新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等

食品関連	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	

企業者数					
		円	円	円	
うちリースに要する経費		円	円	円	
うち購入に要する経費		円	円	円	
計					

キ 新商品の原料原産地表示に必要な機器の導入・設置

食品関連 企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

ク 試作品のプロモーション

食品関連 企業者数	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国費補助金	その他	
		円	円	円	
計					

注1： 事業内容は、必要に応じて別紙を用いるなどして記載すること。

2： 備考欄には、積算基礎等を記載すること。

3： 事業の一部を他の者に委託する場合には、備考欄に委託先と委託する事業の内容及びそれに要する経費を記載すること。

4： 「カ 新商品の製造等に必要な機器の開発・改良等」については、機器の改良及び導入（購入又はリース）に係る経費等を記載すること。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業の補助金交付決定前着手届

麦・大豆利用拡大事業実施計画に基づく別添事業について、補助金交付決定前に着手することとしたいので、麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和 4 年 12 月 6 日付け 4 農産第 3100 号農林水産省農産局長通知）第 9 の 1 の規定に基づき、下記の条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に実施した事業に生じたあらゆる損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間は、事業実施計画の変更は行わないこと。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第 3 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業の成果目標について

麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和 4 年 12 月 6 日付け 4 農産第 3100 号農
林水産省農産局長通知）第 10 の 3 の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として、別記様式第 3 号－ 2 を添付すること。

別記様式第 3 号－ 2

事業実施主体名

対象品目名

成果目標（麦・大豆の使用量を 10%以上増加）

食品関連 企業等名	新商品名	麦・大豆の取扱量		増加量
		現状値	目標値	
計				

成果目標（麦の使用量を 100 トン以上増加又は大豆の使用量を 10 トン以上増加）

食品関連 企業等名	新商品名	麦・大豆の取扱量		増加量
		現状値	目標値	
計				

- 注 1：対象品目ごとに取りまとめること。
- 2：欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 3：食品関連企業等による新商品の開発等に係る事業実施計画書を添付すること（麦・大豆利用拡大事業実施要領第 11 の（2）のイの規定に基づき、別記様式第 5 号で提出済みの事業実施計画から変更がないときは、外食・加工業者等ごとに「〇月〇日に提出済みのため省略。」と記載することにより、提出を省略可。この場合、事業の評価終了までの間、当該資料を事業実施主体の事務室に備え付けておくこと。）。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業に係る新商品開発等事業実施要領の（変更）承認申請
について

麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和4年12月6日付け4農産第3100号農林水産省農産
局長通知）第11の（1）の規定に基づき、新商品開発等事業実施要領の承認を申請する。

（注）関係書類として、新商品開発等事業実施要領を添付すること。

c 別記様式第 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業に係る新商品開発等事業実施計画の報告について

麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和 4 年 12 月 6 日付け 4 農産第 3100 号農林水産省農産局長通知）第 11 の（2）のイの規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、新商品の開発等に係る事業実施計画を添付すること。

別記様式第 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

麦・大豆利用拡大事業の実施状況報告について（令和○年度）

麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和 4 年12月 6 日付け 4 農産第3100号農林水産省農産局長通知）第12の（2）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

食品関連企業等から提出のあった本事業の実施状況報告書の一覧

番号	食品関連企業等名	商品名	備考

注：食品関連企業等が別添様式に準じて作成し、事業実施主体に提出した麦・大豆利用拡大事業実施状況報告書を添付すること。

麦・大豆利用拡大事業実施状況報告書

1 事業の実施状況

番号	商品名	商品の製造量（トン）	
		計画	実績

注：経年により商品名を変更した場合には、後継商品名を記載し、元の商品名を括弧書により記載すること。

（参考）麦・大豆の利用実績

年度 区分	契約相手先 （生産者等）	契約数量		契約単価 ②	年間契約額 ①×②	備考
		計画	実績 ①			
初年度 （ 年度）						
2 年度 （ 年度）						
3 年度 （ 年度）						

注 1：備考欄には、契約期間を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

2 事業実施の効果

区分 年度	商品名	年間製造数量（トン）		生産額（円）		備考
			うち 輸出量		うち 輸出額	
初年度 （ 年度）						
2年度 （ 年度）						
3年度 （ 年度）						

注1：初年度欄には、事業実施年度の翌年度の実績数値を記載すること。

2：当該年度分を追記した上で、毎年度提出すること。

別記様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

麦・大豆利用拡大事業に係る評価報告（令和〇年度）

麦・大豆利用拡大事業実施要領（令和4年12月6日付け4農産第3100号農林水産省農産局長通知）第13の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）関係書類として、別記様式第8号の評価報告書を添付すること。

別紙様式第8号

麦・大豆利用拡大事業評価報告書

(事業実施主体名：〇〇、令和〇年度)

事業実施者名	対象商品名	原料品目名	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況						成果目標の具体的な実績	事業実施年度	事業実施者の評価	事業実施主体の評価	備考
				計画時 (令和△年)	1年後 (令和〇年)	2年後 (令和〇年)	目標年度 3年後 (令和〇年)	目標値 (令和〇年)	達成率					
〇〇法人	麦焼酎	二条大麦	麦の使用量を 10%増	100 t				110 t	100%	二条大麦の使用量が〇〇kg増加し、達成率が〇%				

事業実施者の平均増加率	〇%	総合所見	
-------------	----	------	--

別記様式第9号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

○年度麦・大豆利用拡大事業収益状況報告書

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった麦・大豆利用拡大事業に関する○年度の収益の状況について、麦・大豆利用拡大事業実施要領(令和4年12月6日付け4農産第3100号農林水産省農産局長通知)第17の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。